

平成 28 年経済産業省生産動態統計調査に係る調査計画の一部変更に伴う  
提出書類（添付書類）

平成 27 年 4 月 30 日  
経 濟 产 業 省  
大臣官房調査統計グループ  
鉱 工 業 動 態 統 計 室

1. 調査の目的・必要性

別添 1

2. 利用実態

別添 2

3. 他調査との重複

鉱工業（鉱業と製造業）を対象とした政府が行っている月次の統計調査は、当省が実施している「経済産業省生産動態統計調査」のほか、厚生労働省の「薬事工業生産動態統計調査」、農林水産省の「牛乳乳製品統計調査」及び「木材統計調査」、国土交通省の「鉄道車両等生産動態統計調査」及び「造船造機統計調査」がある。

これら 5 つの生産動態統計調査と経済産業省生産動態統計調査との関係については、代替となる統計調査対象品目の重複は確認できない。

4. 行政記録情報の利活用

毎月実施している経済産業省生産動態統計調査の調査事項と類似の事項について把握している行政記録は確認できない。

5. 事業所母集団データベースを利用した重複排除

経済産業省生産動態統計調査の調査対象は調査規則に定める主要品目を製造している全ての事業所又は一定規模以上の従事者を有する事業所であることから、調査対象の重複は正措置の対象外である。

履歴登録については、平成 28 年調査結果名簿の提出を平成 28 年 5 月頃予定している。

## 経済産業省生産動態統計調査の必要性について ……わが国の大工業生産の動向を捉える統計……

わが国の製造品は、技術革新の進展等を背景に商品の高機能化、高付加価値化が進み、商品の小型化、複合化、省エネ化などとなって現れている。また、海外進出の進展による内外の企業間の関係や生産形態も複雑・多様化してきている。更には消費者ニーズの多様化等の環境変化により短サイクル化、小ロット化など急速に生産形態も変化してきた。

経済産業省生産動態統計調査は、昭和23年1月から統計法に基づく指定統計第11号として、「鉱産物及び工業品」を生産する事業所又は企業に対して毎月実施されており、その結果は、わが国大工業生産の日々の動向を示す非常に重要な資料として、経済産業省はもとより他の行政機関、地方公共団体の産業振興施策の基礎資料や中小企業施策の基礎資料、環境・リサイクル・災害復旧対策の基礎資料、省エネルギー・省資源対策の基礎資料、貿易摩擦・通商対策の基礎資料として、また、業界団体、企業、銀行や調査研究機関では、業況把握や業界の動向分析、需要予測等を含めて広い範囲で利用されている。更に、IIP（鉱工業生産指数）、QE（四半期別GDP速報）、IO表（産業連関表）などの二次加工統計の作成にも活用されている。

平成21年4月からは、統計法（平成19年法律第53号）の全面施行に伴い、同法第2条第4項第3号に規定される基幹統計（経済産業省生産動態統計）を作成するための基幹統計調査に位置付けられている。

本統計調査が開始された昭和23年の日本は、戦後の混乱期で鉱工業品についても割り当てにより配給を行っていた時代であり、本調査はその割当品目についての生産動向及びその生産諸条件（生産能力、原材料等）の状況を把握することを第一目標に開始された。その後、日本経済が発展するに伴い、個別品目、個別業種に対するミクロ的な政策ニーズへの対応のみならず、産業全体の動きあるいは産業間の状況比較の中で該品目の位置付けを把握するといった政策ニーズに応じて活用されており、これらの要望に沿うよう、原則、毎年所要の調査票改正を行ってきた。

類似の調査品目については製品群（業種）にまとめて各調査票が設計されており、平成27年1月現在で108種類の調査票、約1,600品目について、「生産、出荷、在庫」という調査項目を基軸に毎月継続的に調査を行っている。

以上により、経済産業省生産動態統計調査は、変化しつつある生産活動の実態と生産形態の多様化に対応した生産（品目）動向を日々把握するための基礎データとして非常に有用であって他に代替がないことから、引き続き基幹統計調査として継続的に着実な調査を実施することが必要不可欠である。

## 経済産業省生産動態統計の利用実態

### (1) 国や地方公共団体での利用例

#### A 個別業種毎に行政施策などの資料として

##### ① 産業振興施策の基礎資料

- ◆ 鉱業・製造業における個別産業の実態を把握し、不況対策、産業振興、地域振興、安定供給を確保するためなどの企画立案や需給動向見通し作成の基礎データ
- ◆ 所管業界の業況、景気動向及び設備投資動向を把握する上での基礎データ
- ◆ J I S 改正や工業標準化法などでの鉱工業品の品質改善を図る上での基礎データなど

##### ② 中小企業施策の基礎資料

- ◆ 地域の産業施策や地域振興施策などのための基礎データ
- ◆ 中小企業信用保険法や雇用調整助成金対象の業況把握を示す際の基礎データなど

##### ③ 環境・リサイクル、災害復旧対策の基礎資料

- ◆ 地球温暖化対策を遂行する上でのデータ把握や環境保全対策のための基礎データ
- ◆ 「グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）」に基づく環境物品等の把握
- ◆ 「容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）」の施策を遂行するための関係品目の業況データの把握
- ◆ 「P R T R 法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）」による生産数量を用いての排出量算定を行う上での基礎データ
- ◆ 災害発生時（台風、地震など）での災害復旧物資の緊急出荷資材把握の基礎データなど

##### ④ 省エネルギー・省資源対策の基礎資料

- ◆ 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給と適正な利用の推進に関するための審議を行う「総合資源エネルギー調査会」での基礎資料
- ◆ 省エネルギー機器の普及を促進するための「エネルギー需要構造改革投資促進税制（略称：エネ革税制）」の税率計算及び省エネルギー計算の基礎データなど

##### ⑤ 貿易摩擦・通商対策の基礎資料

- ◆ 國際比較、輸入品と国産品との需給把握、通商関係改善のための基礎データ
- ◆ W T O（世界貿易機関）における関税引き下げ交渉の税率計算やF T A（自由貿易協定交渉）における基礎資料など

## B 景気判断・産業活動分析・経済政策などの資料として

### ① 鉱工業生産指数（IIP）の基礎データ（経済産業省作成・公表）

我が国の鉱工業生産・出荷・在庫等の状況を総合的に観察することを目的に、当省が毎月公表している「鉱工業生産・出荷・在庫指数」を作成するためのデータとして利用。さらに、この「鉱工業生産・出荷・在庫指数」が日本の景気を判断する「景気動向分析指数」の多くに採用されている。

更に、経済産業局及び都府県において調査票情報の二次利用による地域集計値について地域IIPを作成するためのデータとして利用。

### ② 四半期別GDP速報（QE）の基礎データ（内閣府作成・公表）

我が国の経済政策を運営する上で欠かせない国民経済計算（SNA）体系の一環として公表している「四半期別GDP速報」作成のために、内閣府が製造業部門推計に調査結果を利用。

### ③ 産業連関表作成（IO表）の基礎データ（関係府省庁共同、当省、地方自治体が作成・公表）

我が国において1年間に生産・販売されたすべての財・サービスの産業相互間の取引の結びつきを表形式で示した「産業連関表（基本表、延長表）」の基礎データとして利用。

更に、当省独自で作成している「産業連関表（延長表）」の基礎データとして利用。また、経済産業局及び都道府県において調査票情報の二次利用による地域集計値を「産業連関表（地域表）」の基礎データとしても利用。

## （2）民間分野での利用例

### ① 業界団体

業界団体においては、当該業界の業況把握、景気判断、需要予測などの基礎資料として利用。

### ② 民間企業・金融機関・大学

企業においては、原材料調達及び需要先業界の動向を知る上での基礎資料として、また、生産・販売計画作成などの経営判断や業況判断を行う際の基礎資料として、さらには自社製品のシェアを知る上での基礎資料などとして利用。

金融機関・大学・マスコミ・民間経済研究所などでは、国単位あるいは地域ブロック単位での経済見通し、経済動向分析、業種動向分析、需要予測などを行う際の基礎資料として利用。